

立野ダム建設に係る技術委員会 運営要領(案)

(目的)

第1条 本運営要領は、立野ダム建設に係る技術委員会規約（平成28年7月〇日付け）第8条に基づき、立野ダム建設に係る技術委員会（以下「委員会」という。）の運営方法に関し必要な事項を定め、もって円滑な会議運営に資するものである。

(議事録)

第2条 委員会の議事については、事務局が議事録を作成し、出席した委員の確認を得た後、発言者名を除いたものを、立野ダム工事事務所ホームページ（以下「HP」という。）にて公開するものとする。

(委員会の公開について)

第3条 委員会は、原則として報道機関を通じて公開する。ただし、審議内容によっては、委員会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、中継映像による傍聴措置を講ずることができる。

(委員会資料の公表について)

第4条 委員会で委員に配布された資料については、速やかに HP で公表するものとする。ただし、個人情報を含むなど公表することが適切でない資料については、委員会に諮り、非公表とすることができる。

(雑則)

第5条 本運営要領に定めるもののほか、委員会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、委員会で定めるものとする。

(附則)

第6条 本運営要領は平成28年7月〇日から適用する。